

平成十六年八月十日受領
答弁第一三三号

内閣衆質一六〇第一三号

平成十六年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員五十嵐文彦君提出UFJグループ金融支援先企業による竹中平蔵金融・経済財政政策担当大臣
に対する選挙応援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員五十嵐文彦君提出UFJグループ金融支援先企業による竹中平蔵金融・経済財政政策担当大臣に対する選挙応援に関する質問に対する答弁書

一について

竹中金融・経済財政政策担当大臣の実兄が、ミサワホームグループ企業の役員を務めているのは事実であると承知している。政府としてこれについて申し上げるべき特段の見解はない。

二について

個別の金融機関による個別の債務者企業に対する金融支援等は、各当事者の経営判断により行われるものであると承知している。

なお、御指摘の金融支援については、株式会社ユーエフジェイホールディングスは、平成十四年三月十日公表の「ミサワホーム株式会社に対する金融支援について」において、株式会社ユーエフジェイ銀行は、ミサワホーム株式会社が同月一日に発表した経営改善計画に基づき、同社から要請のあった同社向け貸出金三百五十億円の債権放棄と、同社がソロモン・スミス・バーニー・プリンシパル・インベストメンツ・ジャパン・リミテッド（SSBPI）の百パーセント子会社に対して発行する優先株式三百五十億円

の引受資金の融資を内容とする金融支援を行うことを決定した旨発表していると承知している。

三について

個別の金融機関による個別の債務者企業に対する金融支援等は、各当事者の経営判断により行われるものであることから、お尋ねの点にお答えすることは困難である。

四について

ミサワホームグループ企業による竹中金融・経済財政政策担当大臣に対する選挙応援が行われていたかどうかについては、政府としてその内容を報告させる特段の権限はなく、申し上げるべき特段の見解はない。

五について

ミサワホームグループ企業による竹中金融・経済財政政策担当大臣に対する選挙応援の内容について、政府としてその内容を報告させる特段の権限はなく、お答えする立場にない。

六について

竹中金融・経済財政政策担当大臣から、ミサワホームグループ企業に対し、選挙応援を依頼した事実は

ないと承知しており、政府としてこれについて申し上げるべき特段の見解はない。

七について

個別の行為が法令の規定に違反するか否か、また、道義的に問題があるか否かについては、具体の事実
に即して判断されるべきものであると考えており、一般論として答弁することは差し控えたい。

いずれにしても、各国务大臣としては、「国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六
日閣議決定）に定められるサービスの根本基準に基づき、今後とも適正な職務の遂行に邁進してまいりたい。